

海津市告示第66号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定により、海津市議会第2回定例会を次のとおり招集する。

平成28年5月10日

海津市長 松 永 清 彦

- 1 期 日 平成28年6月10日
- 2 場 所 海津市役所西館 議場

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（14名）

1番	飯 田 洋 君	2番	藤 田 敏 彦 君
3番	六 鹿 正 規 君	4番	堀 田 みつ子 君
5番	川 瀬 厚 美 君	6番	赤 尾 俊 春 君
7番	森 昇 君	8番	浅 井 まゆみ 君
9番	橋 本 武 夫 君	10番	松 田 芳 明 君
11番	伊 藤 誠 君	13番	松 岡 光 義 君
14番	水 谷 武 博 君	15番	服 部 寿 君

不応招議員（なし）

平成28年海津市議会第2回定例会

◎議事日程(第1号)

平成28年6月10日(金曜日)午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 報告第3号 平成27年度海津市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第4 報告第4号 専決処分の報告について
- 日程第5 報告第5号 専決処分の報告について
- 日程第6 報告第6号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第7 報告第7号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第8 報告第8号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第9 報告第9号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第10 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第11 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第12 諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第13 議案第42号 海津市監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第14 議案第43号 海津市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第15 議案第44号 海津市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第16 議案第45号 平成28年度海津市一般会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第46号 海津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第47号 海津市行政不服審査担当職員の任用等に関する条例について
- 日程第19 議案第48号 海津市平田総合福祉会館条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第49号 海津市南濃総合福祉会館ゆとりの森条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第50号 海津市介護保険施設使用料条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第51号 海津市特別養護老人ホーム等条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第52号 海津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第53号 海津市公共下水道事業南濃中南部浄化センター電気設備改築更新工事委託に関する協定の締結について
- 日程第25 議案第54号 工事請負契約の締結について
- 日程第26 派遣第2号 議員派遣について

◎出席議員（14名）

1番	飯田洋君	2番	藤田敏彦君
3番	六鹿正規君	4番	堀田みつ子君
5番	川瀬厚美君	6番	赤尾俊春君
7番	森昇君	8番	浅井まゆみ君
9番	橋本武夫君	10番	松田芳明君
11番	伊藤誠君	13番	松岡光義君
14番	水谷武博君	15番	服部寿君

◎欠席議員（なし）

◎欠員（1名）

◎地方自治法第121条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

市長	松永清彦君	副市長	福田政春君
教育長	中野昇君	総務部長併 選挙管理委員会 事務局書記長	服部尚美君
総務部総務課長併 選挙管理委員会 事務局書記次長	寺村典久君	総務部 企画財政課長	白木法久君
市民環境部長	鈴木照実君	市民環境部次長兼 市民活動推進課長	菱田一義君
健康福祉部長	木村元康君	健康福祉部次長 (施設担当)兼 サンリバーはつらつ 事務長	近藤正人君
健康福祉部次長 兼保険医療課長	伊藤裕紀君	産業経済部長	中島智君

産業経済部次長 兼商工観光課長 企業誘致担当課長	林 真 治 君	建設水道部長	中 島 哲 之 君
危機管理局 危機管理監兼長 監察室長	三 木 孝 典 君	教育委員会 教育事務局長	伊 藤 精 治 君
教育委員会 教育事務局次長兼長 スポーツ課長	石 原 義 雄 君	監査委員事務局 公平委員会 事務局長併 事務局長 書記長	伊 藤 裕 康 君
農業委員会 農務局長	菱 田 昭 君	消 防 長	吉 田 一 幸 君

◎欠席職員

会 計 管 理 者 青 木 彰 君

◎本会議に職務のため出席した者

議会事務局 議長	荒 川 逸 夫	議会事務局 議事調査係 議長兼 事務課長	古 川 和 典
議会事務局 議事調査係 議長補 佐長	渡 辺 美 香		

◎開会宣告

○議長（服部 寿君） 定刻でございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、平成28年海津市議会第2回定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

(午前9時00分)

◎会議録署名議員の指名

○議長（服部 寿君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において1番 飯田洋君、2番 藤田敏彦君を指名いたします。

◎会期の決定について

○議長（服部 寿君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。今定例会は、本日から6月21日までの12日間をしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は、本日から6月21日までの12日間とすることに決定いたしました。

◎報告第3号 平成27年度海津市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてから
議案第54号 工事請負契約の締結についてまで

○議長（服部 寿君） 日程第3、報告第3号から日程第25、議案第54号までの23議案を一括議題といたします。

市長より報告並びに提案理由の説明を求めます。

市長 松永清彦君。

〔市長 松永清彦君 登壇〕

○市長（松永清彦君） 本日、平成28年海津市議会第2回定例会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては何かと御多忙のところ御参集を賜り、まことにありがとうございます。

まず、今回提出しております諸議案等を御説明申し上げます前に、去る5月25日、不幸にして逝去されました故永田武秀議員に対しまして、謹んで哀悼の意を表します。このたびの突然の訃報に接し、人の命のはかなさに心痛む思いでございます。

永田先生には、町勢、また市勢発展のために尽くされた御功績は不朽であり、まだまだ御活躍賜りたいと思っておりましたが、まことに残念でなりません。御遺族、御親族の皆様に対しましても、心からお悔やみを申し上げます。

それでは、今回、定例会に提案いたしました諸議案につきまして、その概要を順次御説明申し上げます。

最初に、報告案件7件について、その内容を御説明申し上げます。

報告第3号の平成27年度海津市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につきましては、平成27年度海津市一般会計補正予算（第4号）にて、繰越明許費の設定をした8事業につき、繰越計算書を調製しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

次に、報告第4号 専決処分の報告につきましては、本年3月30日に平田町今尾地内の市道において発生した、路肩側溝の鉄板製ふたがはね上がったことを原因とする走行中の商用車破損事故について、所有者であるヤマト運輸株式会社と和解し、損害賠償金を支払うものであり、地方自治法第180条第1項の規定により平成28年4月28日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告するものであります。

次に、報告第5号の専決処分の報告につきましては、本年3月29日に海津町内記地内の県道と市道の交差点内において発生した公用車と軽自動車の出会い頭衝突事故について、市内在住の軽自動車を運転していた相手方と和解し、損害賠償金を支払うものであり、地方自治法第180条第1項の規定により平成28年5月6日に専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により御報告するものであります。

次に、報告第6号の専決処分の承認を求めることにつきましては、行政不服審査法が平成28年4月1日に施行されることに伴い、平成28年度税制改正に合わせて、改正後の海津市固定資産評価審査委員会条例の規定に係る経過措置内容の一部について改正する必要が生じたことから、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例を平成28年3月31日付で専決処分に付しましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次に、報告第7号の専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法の一部を改正する法律が平成28年4月1日に施行されることに伴い、固定資産税の非課税の対象範囲において適用される組織の統合による名称変更や再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置等、わがまち特例の割合を定めることなどを主な内容とする海津市税条例等の一部を改正する条例を平成28年3月31日付で専決処分に付しましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次に、報告第8号の専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法施行令の改正

に伴い、国民健康保険税の課税限度額の引き上げ及び低所得者世帯に対する軽減措置拡充のため、世帯の軽減判定所得の引き上げなどを主な内容とする海津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を平成28年3月31日付で専決処分に付しましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次に、報告第9号の専決処分の承認を求めることにつきましては、国で定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、家庭的保育事業等における保育士の確保が困難な状況に対処するべく、当面の間の措置として、保育士配置要件の弾力化を図ることなどを主な内容とする海津市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を平成28年3月31日付で専決処分に付しましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次に、人事案件6件について、その内容を御説明申し上げます。

諮問第2号、諮問第3号及び諮問第4号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、平成28年9月30日に任期満了となります海津町福江894番地、伊藤洋子氏、南濃町松山680番地14、池田千恵子氏を引き続き委員に推薦し、同年同月同日に任期満了となります南濃町駒野の野瀬なおみ氏にかわり、南濃町津屋2837番地48、永田順一氏を新たに委員として推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものであります。

次に、議案第42号の海津市監査委員の選任につき同意を求めることにつきましては、平成28年6月11日に任期満了となります識見を有する者の監査委員 柴田清文氏にかわり、海津町高須町351番地の稲垣弘久氏を新たに選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

同氏の略歴につきましては、裏面に記載のとおりでございますが、長年国税局に勤務され、豊富な行政経験を有するとともに、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経理管理、その他の行政運営に関しすぐれた識見をお持ちの方でございますので、御審議の上、御同意いただきますようお願い申し上げます。

次に、議案第43号の海津市公平委員会委員の選任につき同意を求めることにつきましては、平成28年7月18日に任期満了となります平田町蛇池2237番地、小山正二氏を引き続き委員に選任いたしたく、地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第44号の海津市教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきましては、平成28年7月15日に任期満了となります平田町勝賀1226番地、森圭子氏を引き続き委員に任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものであります。

続きまして、補正予算案件1件について、その概要を御説明申し上げます。

議案第45号の平成28年度海津市一般会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出にそれぞれ6,916万円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ160億8,116万円とするものであります。

歳出の主なものとしましては、総務費の総務管理費、人事管理費で、障がい者法定雇用率確保に日々雇用職員を募集し、採用ができましたので、賃金等136万2,000円、危機管理費で防災行政無線操作卓用記憶装置ユニット改修費258万4,000円、戸籍住民基本台帳費で、国庫補助金を財源に、J-LISに対します個人番号カード発行等交付金866万円、市民活動費、自治振興費では、一般財団法人自治総合センターが行う宝くじの社会貢献広報事業としてコミュニティ助成事業の内定をいただきましたので、帆引新田・土倉自治会に対します集会所整備に要するコミュニティ助成事業助成金に360万円を追加し、一方で、当初予算の一般財源にて手当てしておりました集会所整備負担金194万円を減額しております。

また、交通安全対策費、生活交通対策費で、去る5月6日に養老線の事業形態変更に関する基本的な方針について関係者で確認書を交わし、養老線の存続に向けた合意ができましたので、平成29年中をめどの事業形態変更に向け、養老線沿線7市町等で構成を予定している養老線地域公共交通再生協議会に負担金400万円を追加いたしました。

次に、民生費の社会福祉費、はばたき管理費で玄関屋根防水等工事費189万8,000円、児童福祉費、児童福祉総務費で、公立保育所等民営化・統廃合計画策定に伴い、子ども・子育て会議開催に要する事務費20万8,000円、母子福祉費で施設入所者増に伴う母子生活支援施設設置費360万円、保育園費で今尾認定こども園のエアコン改修費60万円、私立保育園に対する保育支援システム導入によるICT化推進、カメラ設置による事故防止に業務効率化推進事業補助金610万円、昨年度の精算により、施設型給付費等国庫負担金過年度返還金100万6,000円を追加いたしました。

次に、農林水産業費の農業費、農業振興費で、県補助金を財源に、営農組織の法人化経費を助成する集落営農組織化・法人化支援交付金360万円、水産業費、水産業振興費で、岐阜・愛知の釣り具小売店で作る合同会社中部プロショップ友の会からの寄附金を財源に、海津市漁業協同組合に対します稚魚放流事業に市河川魚類環境保全対策事業交付金50万円を追加いたしました。

次に、教育費の小学校費、学校管理費で高須小学校電話設備更新など施設修繕費1,538万2,000円、社会教育費、公民館費で、海西公民館の更新に当たり、設計見直しにより建設工事費1,800万円を追加いたしました。

歳入につきましては、民生費国庫負担金で母子生活支援施設措置費負担金180万円、総務費国庫補助金で個人番号カード交付事業費補助金866万円、民生費国庫補助金で保育対策総

合支援事業費補助金457万5,000円を追加し、保育の質の向上のための研修事業補助金15万円を県補助金から組み替えしております。

また、民生費県負担金で母子生活支援施設措置費負担金90万円、農林水産業費県補助金で集落営農組織化・法人化支援交付金360万円、寄附金で農林水産業費指定寄附金100万円、諸収入の雑入で、一般財団法人自治総合センターよりコミュニティ助成事業助成金360万円を追加し、繰越金で、今回の補正の一般財源として前年度繰越金4,502万5,000円を追加いたしました。

続きまして、条例案件等9件について御説明申し上げます。

議案第46号の海津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、給料表の級別の分類の基準となる級別基準職務表を条例で規定するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第47号の海津市行政不服審査担当職員の任用等に関する条例につきましては、行政不服審査法の施行に伴い、審理員指名の要件が処分に関与した者以外とされており、審理員として指名する職員に限られることから、業務を遂行するために必要な知識、技能及び経験を有する者を非常勤職員として採用するため、新たに条例を制定するものであります。

次に、議案第48号 海津市平田総合福祉会館条例の一部を改正する条例、議案第49号の海津市南濃総合福祉会館ゆりの森条例の一部を改正する条例、議案第50号 海津市介護保険施設使用料条例の一部を改正する条例及び議案第51号 海津市特別養護老人ホーム等条例の一部を改正する条例の4議案につきましては、介護保険法及び関係政省令の一部改正に伴い、介護予防・日常生活支援総合事業に掲げる介護予防を目的とした日常生活上の支援、または機能訓練を行う第1号通所事業を実施するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第52号の海津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例につきましては、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、本条例の一部を改正するものであります。

次に、議案第53号の海津市公共下水道事業南濃中南部浄化センター電気設備改築更新工事委託に関する協定の締結につきましては、長寿命化計画に伴い、南濃中南部浄化センターの中央監視制御設備及び計装設備の更新に係る工事委託を日本下水道事業団と平成28年度から平成29年度までの2カ年の事業により、総額2億6,959万円で協定を締結するもので、海津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第54号の工事請負契約の締結につきましては、平田中学校大規模改造工事につき、5者参加による5月30日の事後審査型条件つき一般競争入札の結果、海津市海津町高須

町720番地1、株式会社渡辺組と契約額2億1,384万円で契約締結するもので、海津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、提出いたしました議案につきまして、提案理由を申し上げましたが、何とぞよろしく御審議いただきまして、適切な御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（服部 寿君） 市長より報告並びに提案理由の説明が終わりました。

これから、順次質疑・討論・採決を行います。

なお、報告第3号の平成27年度海津市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告については、地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告ですので、質疑・討論・採決は行いません。

また、報告第4号と報告第5号の専決処分の報告についても、地方自治法第180条第2項の規定による報告ですので、質疑・討論・採決は行いません。

それでは、報告第6号 専決処分の承認を求めることについての質疑を許可いたします。

〔挙手する者なし〕

○議長（服部 寿君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。本案件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから報告第6号を採決いたします。

お諮りします。報告第6号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 異議なしと認めます。よって、報告第6号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定いたしました。

続きまして、報告第7号 専決処分の承認を求めることについての質疑を許可いたします。

〔挙手する者なし〕

○議長（服部 寿君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。本案件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと

思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから報告第7号を採決いたします。

お諮りします。報告第7号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 異議なしと認めます。よって、報告第7号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定いたしました。

続きまして、報告第8号 専決処分の承認を求めることについての質疑を許可いたします。

〔挙手する者なし〕

○議長（服部 寿君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。本案件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと
思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（服部 寿君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから報告第8号を採決いたします。

お諮りします。報告第8号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 異議なしと認めます。よって、報告第8号 専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定いたしました。

続きまして、報告第9号 専決処分の承認を求めることについての質疑を許可いたします。

〔挙手する者なし〕

○議長（服部 寿君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。本案件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思ひます。これに御異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませぬか。

〔挙手する者なし〕

○議長（服部 寿君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから報告第9号を採決いたします。

お諮りします。報告第9号 専決処分の承認を求むることについては、承認することに御異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 異議なしと認めます。よって、報告第9号 専決処分の承認を求むることについては、承認することに決定いたしました。

続きまして、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求むることについての質疑を許可いたします。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。本案件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思ひます。これに御異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませぬか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから諮問第2号を採決いたします。

お諮りします。諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求むることについてを適任と答申することに御異議ございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 異議なしと認めます。よって、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求むることについては、適任と答申することに決定いたしました。

続きまして、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求むることについての質疑を

許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 10番 松田芳明君。

○10番（松田芳明君） 何回か前のこういう委員の推薦についての案件についても御質問したんですが、略歴を見せていただくと、平成6年から人権擁護委員になっておられるということで、ことしは平成28年ですから、22年間やってみえるということです。私、この方を詳しく存じ上げていませんので、多分適任と認められてここに上げられたんだと思いますので、個人的なことで問題にするのではなくて、22年間も同じ方がこういう委員に選任されていることは、行政の怠慢と言われてもいたし方ない面があるのではないかと。仮にすごく立派な方だとしても、やはりある程度の任期で次の方にかわっていただくと。4万弱の人口があるわけですから、該当される方は、約3万人はいらっしゃるだろうと思います。その中でいろんな方に意見を伺ってというようなことで考えてみると、やはりこういう委員の方は適当な期間でかわっていただくのが本意だろうと思うんですが、この22年間ということについて、何も問題なしということでこうやって上げられたのかどうか、その辺ちょっと御質問させていただきたいんですが、よろしくをお願いします。

○議長（服部 寿君） 市民環境部次長兼市民活動推進課長 菱田一義君。

○市民環境部次長兼市民活動推進課長（菱田一義君） 松田議員の御質問にお答えします。

確かに長きにわたり人権擁護委員さんとして御活躍いただいております。今回、3年間の任期がございまして、その満了に当たっていろんな人選を行う中で、人格、見識も高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解がある方、そういう方を選出いたしました。結果として再任となってしまいました。適任者と考えておりますので、御理解いただきたいと思います。

それと、海津市になって11年でございまして、その辺も総合的に考慮したということで、よろしくお願いたします。以上です。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 10番 松田芳明君。

○10番（松田芳明君） 特にこの方が云々という問題ではないのですが、やはり今、海津市になってから11年ということでしたが、南濃町の時代から考えたら22年になるわけで、やはりこういったことを踏まえて、なかなか今こういう役になっていただくというのは大変だということは何とておりますので、今の答弁は苦しかったと思うんですが、納得はしますが、もう3年で新しい方ということになっているわけですから、今から人選を考えていくとかいろんな、例えばこの人権問題の方を見ていると、経歴として元教員の方とか、元PTAの役員をやっていた方とかが選ばれているんですが、やはり教育長さんとか教育課長さんと

か、ちょっとアドバイスをいただいて、なっただ方方を新しく選んでいただきたいと、要望だけですが、今後そうしていただきたいと申します。以上です。

○議長（服部 寿君） その他ございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（服部 寿君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮り申します。本案件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと申します。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから諮問第3号を採決いたします。

お諮り申します。諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを適任と答申することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 異議なしと認めます。よって、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、適任と答申することに決定いたしました。

続きまして、諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての質疑を許可いたします。

〔挙手する者なし〕

○議長（服部 寿君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮り申します。本案件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと申します。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（服部 寿君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから諮問第4号を採決いたします。

お諮り申します。諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを適任

と答申することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 異議なしと認めます。よって、諮問第4号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、適任と答申することに決定いたしました。

続きまして、議案第42号 海津市監査委員の選任につき同意を求めることについての質疑を許可いたします。

〔挙手する者なし〕

○議長（服部 寿君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。本案件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（服部 寿君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第42号を採決いたします。

お諮りします。議案第42号 海津市監査委員の選任につき同意を求めることについて、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 異議なしと認めます。よって、議案第42号 海津市監査委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

続きまして、議案第43号 海津市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについての質疑を許可いたします。

〔挙手する者なし〕

○議長（服部 寿君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。本案件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（服部 寿君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第43号を採決いたします。

お諮りします。議案第43号 海津市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 異議なしと認めます。よって、議案第43号 海津市公平委員会委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

続きまして、議案第44号 海津市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての質疑を許可いたします。

〔挙手する者なし〕

○議長（服部 寿君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

お諮りします。本案件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（服部 寿君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第44号を採決いたします。

お諮りします。議案第44号 海津市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて、これに同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 異議なしと認めます。よって、議案第44号 海津市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

続きまして、議案第45号から議案第52号までの8議案について、順次質疑を行います。

初めに、議案第45号 平成28年度海津市一般会計補正予算（第1号）についての質疑を許可いたします。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 3番 六鹿正規君。

○3番（六鹿正規君） 歳出の5項社会教育費、2目公民館費、設計の見直しによってこういった増額が出たと、この設計の見直しはどういったところをなされたのか、ちょっとお尋ねします。

○議長（服部 寿君） 教育委員会事務局長 伊藤精治君。

○教育委員会事務局長（伊藤精治君） 本件は5月末に入札を執行いたしましたが、その結果、不調に終わりました。それで、直ちに設計の内容について見直しを行いました結果、一部に過小見積もりがあったという結論に至りましたので、1,800万円について工事費予算の追加をお願いするものです。

〔挙手する者あり〕

○議長（服部 寿君） 3番 六鹿正規君。

○3番（六鹿正規君） 過小見積もりというのは、こちらの教育委員会のほうの見積もりか、それとも業者のほうなのか、お尋ねします。

○議長（服部 寿君） 教育委員会事務局長 伊藤精治君。

○教育委員会事務局長（伊藤精治君） 設計見直しは、私どもの設計金額の見直しでございますので、私どもの見積もりに過小見積もりがあったということです。

○議長（服部 寿君） その他ございませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（服部 寿君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第46号 海津市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許可いたします。

〔挙手する者なし〕

○議長（服部 寿君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第47号 海津市行政不服審査担当職員の任用等に関する条例についての質疑を許可いたします。

〔挙手する者なし〕

○議長（服部 寿君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第48号 海津市平田総合福祉会館条例の一部を改正する条例についての質疑を許可いたします。

〔挙手する者なし〕

○議長（服部 寿君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第49号 海津市南濃総合福祉会館ゆとりの森条例の一部を改正する条例についての質疑を許可いたします。

〔挙手する者なし〕

○議長（服部 寿君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第50号 海津市介護保険施設使用料条例の一部を改正する条例についての質疑を許可いたします。

[挙手する者なし]

○議長（服部 寿君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第51号 海津市特別養護老人ホーム等条例の一部を改正する条例についての質疑を許可いたします。

[挙手する者なし]

○議長（服部 寿君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

続きまして、議案第52号 海津市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についての質疑を許可いたします。

[挙手する者なし]

○議長（服部 寿君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま質疑を行いました議案第45号から議案第52号までの8議案は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に審査を付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（服部 寿君） 異議なしと認めます。よって、議案第45号から議案第52号までの8議案は、議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に審査を付託することに決定いたしました。

なお、審査は6月20日までに終了し、議長に報告をお願いします。

続きまして、日程第24、議案第53号 海津市公共下水道事業南濃中南部浄化センター電気設備改築更新工事委託に関する協定の締結についての質疑を許可いたします。

[挙手する者なし]

○議長（服部 寿君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。本案件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（服部 寿君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

○議長（服部 寿君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第53号を採決いたします。

お諮りします。議案第53号 海津市公共下水道事業南濃中南部浄化センター電気設備改築更新工事委託に関する協定の締結について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

んか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 異議なしと認めます。よって、議案第53号 海津市公共下水道事業南濃中南部浄化センター電気設備改築更新工事委託に関する協定の締結については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

続きまして、日程第25、議案第54号 工事請負契約の締結についての質疑を許可いたします。

〔挙手する者なし〕

○議長（服部 寿君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。本案件は、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○議長（服部 寿君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これから議案第54号を採決いたします。

お諮りします。議案第54号 工事請負契約の締結について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 異議なしと認めます。よって、議案第54号 工事請負契約の締結については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎派遣第2号 議員派遣について

○議長（服部 寿君） 続きまして、日程第26、派遣第2号 議員派遣についてを議題といたします。

本案を議会事務局長に朗読させます。

議会事務局長 荒川逸夫君。

○議会事務局長（荒川逸夫君） 派遣第2号 議員派遣について御説明させていただきます。

海津市議会会議規則第165条第1項の規定により、次の議員派遣について議会の議決を求める。

平成28年6月10日提出、海津市議会議長 服部寿。

議員派遣一覧表をごらんいただきたいと思います。

目的、場所、期間、議員の順に説明させていただきます。

第276回岐阜県市議会議長会議、議員の資質向上のため、場所は岐阜県羽島市福寿町浅平1丁目44番地、アンディアーモパルテンツァホテル、期間は平成28年7月7日、派遣議員は、議長の服部寿議員、そして副議長の飯田洋議員でございます。以上です。

○議長（服部 寿君） ただいま議会事務局長が朗読しました派遣第2号の議員派遣について、お諮りします。本案について、議員派遣一覧表のとおり議員を派遣することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（服部 寿君） 異議なしと認めます。よって、派遣第2号 議員派遣については、原案のとおり議員を派遣することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（服部 寿君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これをもちまして散会といたします。

なお、次回は6月14日に再開いたしますので、よろしく願いいたします。大変御苦労さまでございました。

（午前9時43分）

上記会議録を証するため下記署名する。

平成 28 年 8 月 12 日

議 長 服 部 寿

署 名 議 員 飯 田 洋

署 名 議 員 藤 田 敏 彦